

【平成30年度新規事業】

# 介護職員奨学金返済・育成支援事業

東京都は、介護の職場で働きながら、奨学金を返済する新卒者等の育成に取り組む事業者を応援します！

2.6人に1人が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けています！

ご注意ください！！

現在働いている職員が対象になるのは今年度限りです！  
今年度申請すれば、現在働いている職員も最大5年間対象になります！

現在事業所で働いている介護職員(※)が本事業の対象となるのは、平成30年度のみになります(経過措置)。

事業計画を提出していない事業者や事業計画を提出したが、本計画で現任介護職員を申請しなかった事業者も、交付申請時からの申請が可能となりました。本事業の対象となる職員がいる法人様におかれましては、申請漏れのないようご注意ください。

※ 平成30年4月1日現在卒後5年未満の方で、かつ平成31年1月1日までに法人に採用された方。

## 事業について

### ○概要

介護保険事業所等が、常勤介護職員として就職(有期雇用を除く)した新卒者等を育成計画に基づいて育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、在学中に奨学金貸与を受けた職員に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する場合に都が事業者に対して補助します。

※平成30年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する事業所等が対象となります。

※資格取得支援制度について、平成30年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、本事業の対象となります。

### ○手当支給対象者

平成30年4月1日現在卒後5年未満の方で、かつ平成31年1月1日までに法人に採用された方。

なお、奨学金は、日本学生支援機構、学校、地方公共団体によるものに限ります。

### ○補助基準額

1人当たり年60万円(月5万円)を上限

### ○補助期間

5年間を上限(条件あり)

### ○交付申請

平成31年1月18日(金曜日) 必着

※申請書類等は公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページをご確認ください。



## 《お問合せ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団  
人材養成部福祉人材養成室介護人材育成担当  
TEL : 03-3344-8513  
FAX : 03-3344-8593  
MAIL : syogakukin@fukushizaidan.jp

## 裏面もご確認ください！

- 交付申請に関する説明会のご案内
- 【参考】交付申請までの流れ

※お問合せについては、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いてFAXまたはメールでお願いします。

## 交付申請に関する説明会のご案内

### ◆交付申請に関する説明会の開催について

本事業の概要や今後の手続きについて、ご留意いただきたい点を中心とした説明会を開催いたします。申請をご検討中の法人様及び既に内示を受けている法人様におかれましては、是非ご参加ください。

### ○説明会の対象

- ・本事業の申請をご検討中の法人
- ・既に事業計画を提出し、内示を受けている法人

### ○内容(予定)

- ・本事業概要(注意点を中心)及び今後のスケジュール等について
- ・交付申請書類等の作成について

### ○日程(予定)

- ・平成30年12月4日(火曜日) 午前10時～午前11時
  - ・平成30年12月7日(金曜日) 午前10時～午前11時
- ※各日も同じ内容です。説明は1時間程度を予定しています。

### ○会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室2  
(東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル19F)

### ○説明会申込方法

- ・「参加申込書」に必要事項を記入し、メールまたはFAXにて東京都福祉保健財団に御提出ください。
  - ・説明会申込締切 **平成30年11月30日(金)**
- ※参加申込書は東京都福祉保健財団のホームページからダウンロードできます。

## 【参考】交付申請までに必要な手順

### 事業所が対象となるか確認

介護職員処遇改善加算Ⅰを取得していますか。(30.4.1時点)

職員に対する資格取得支援制度はありますか。  
(30.4.1時点。ただし、4月1日に遡及して適用する場合も対象となります。)

### 対象者の調査

卒後5年未満の職員を人事管理データから抽出します。

卒後5年未満の職員に在学中に奨学金の貸与を受けたか質問します。  
※日本学生支援機構、地方公共団体、学校の奨学金が対象です。

対象となる職員に、本事業利用の意思を確認します。  
※対象者に奨学金返還証明書等を用意していただいたり、最長5年間で介護福祉士の資格取得を目指していただいたりする必要がありますので、必ず本人の意思を確認してください。

奨学金返済相当額を手当等として支給する制度を創設  
※就業規則や賃金規定等を改定し、それに基づいて支給してください。

交付申請書の記入・提出 ※注意事項等を必ずご確認ください。

※上記の流れはあくまで一例です。  
※本事業の対象要件等については必ず、交付要綱・手引きをご確認ください！